

◎生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（振興指針） 第五十六条の二 厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項</p> <p>二 振興の目標の達成のために必要な次に掲げる事項</p> <p>イ 衛生施設その他の施設の整備改善</p> <p>ロ 技術の開発</p> <p>ハ 経営管理の近代化</p> <p>ニ 事業の共同化</p> <p>ホ 利用者又は消費者の需要に対応した魅力ある役務又は商品の創出</p> <p>ヘ 役務又は商品及びこれらに係る情報の提供方法の改善</p> <p>ト 従事者の技能の改善向上</p> <p>チ 取引関係の改善</p>	<p>（振興指針） 第五十六条の二 厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項</p> <p>二 施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項</p>

<p>リ イからチまでに掲げるもののほか、振興の目標の達成に必要な事項</p> <p>三 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>第六十三条の二 国及び地方公共団体は、生活衛生関係営業を取り巻く状況を的確に踏まえつつ、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、生活衛生関係営業の振興についての先進的な取組に関する情報その他の情報の収集及び提供、生活衛生関係営業を担う人材の確保、養成及び資質の向上の支援その他生活衛生関係営業の振興に資するために必要な支援を行うものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等により経済的な影響を受けた営業者の支援)</p> <p>3 国は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界</p>	

<p>三 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>第六十三条の二 国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>(新設)</p>	<p>〔新設〕</p>

保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置が生活衛生関係営業の経営に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けた営業者を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。